

# 新 旧 対 照 表

財政局公共施設・事業調整課

(規則等名称) 工事現場等における施工体制の点検要領

改定案	現行
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 適用対象工事 横浜市が発注する請負工事全てで実施する。 なお、点検のうち監理技術者等の専任制に関する点検は、<u>配置技術者の資格要件が専任配置となっている工事について行うこと。</u> また、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこと。</p> <p>3 点検の基本 (略)</p> <p>4 入札契約手続きにおける主任（監理）技術者の専任制の確認<sup>(注1)</sup> (略)</p> <p>5 現場における施工体制の把握 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和5年1月1日から施行し、令和5年1月1日以降に行う契約の申込みの</u></p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 適用対象工事 横浜市が発注する請負工事全てで実施する。 なお、点検のうち監理技術者等の専任制に関する点検は、<u>予定価格（税込み）が、3,500万円（建築工事は、7,000万円）以上となる工事について行うこと。</u> また、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこと。</p> <p>3 点検の基本 (略)</p> <p>4 入札契約手続きにおける監理技術者等の専任制の確認<sup>(注1)</sup> (略)</p> <p>5 現場における施工体制の把握 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る契約を締結した工事について適用とします。	
--	--

※ 下線部は、改正部分を示す。